

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6 月 3 日

【会社名】 住江織物株式会社

【英訳名】 Suminoe Textile Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 吉川 一三

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南船場三丁目11番20号

【電話番号】 06(6251)7950番

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 増川 敏和

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田二丁目30番4号

【電話番号】 03(5434)2860番

【事務連絡者氏名】 東日本管理部長 山本 誠司

【縦覧に供する場所】 住江織物株式会社 東京支店
(東京都品川区西五反田二丁目30番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	住江奈良株式会社
住所	奈良県生駒郡安堵町大字窪田634番地 1
代表者の氏名	代表取締役 吉田 伸次
資本金	300百万円
事業の内容	カーペットの製造

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 6,000個

異動後 6,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社の特定子会社である住江奈良株式会社は、平成25年6月1日を効力発生日として、全部の事業を当社の特定子会社である住江甲賀株式会社に譲渡したことに伴い、当社に対する売上高が当社の仕入高の100分の10未満になるため、また、その後の解散（平成26年5月末までに清算終了予定）に伴い、当社の特定子会社に該当しなくなりました。

なお、同日付で、住江甲賀株式会社は、住江テクノ株式会社に商号を変更いたしました。

異動の年月日

平成25年6月1日

以 上